

唐津市監査委員公告第4号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について
地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて
講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月19日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和元年11月22日～令和2年1月31日

財務部

財政課

1 基金の運用について

基金の運用については、地方自治法第 241 条第 2 項において、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、これを受けて各基金条例において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと、また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると規定されている。これはその運用方法の多種多様化を考慮し規定されているものである。

しかしながら、本市における基金の運用については、財政課において年度当初に各種基金の運用基準を定め、その中で定期預金等の金融機関への預金に限られており、令和元年 12 月 31 日現在において全基金総額 16,663,380,409 円のうち繰替運用等を除く 12,228,886,357 円全てが金融機関へ預金されている。基金に属する現金については、地方自治法第 241 条第 7 項の規定により歳計現金の出納若しくは保管の例によることとされており、通常は金融機関の預金により安全に保管し、運用の利益を図ることとされているが、超低金利の今日、預金による金利のみでは運用益の確保も難しく、県内他市の半数以上においても有価証券による運用を図っている状況である。

本市においても厳しい財政状況が続く中、金融機関への預金による運用に限らず安全を確保しつつ、有価証券等による運用などその時々で最も経済的な価値を十分に発揮できるような手段を講じられるよう早急な検討を図りたい。

(講じた措置)

基金の運用について、令和元年度までは年度当初に定める各種基金の運用基準の中で定期預金等の金融機関への預金に限定し運用を行っていたが、低金利が続く中での運用益の確保が難しくなったことから関係各課と協議し、令和 2 年 3 月に基金の債券運用（有価証券による運用）の方針を定めた。

上記の債券運用の方針を踏まえて、令和 2 年 4 月 1 日付けで定めた各種基金の運用基準においては、債券運用についても記載し実施に向けて、年度当初から安全を確保できる国債の情報収集等を行ってきたが、コロナ禍において、国債の利

率も低金利が続き、実際の収益となる利回りにおいては定期預金の利率よりも低い状況が続いた。

このことから令和2年度においては、定期預金への預金を基金条例に規定する確実かつ有利な方法と判断し、行ったところであるが、令和3年2月中旬からは国債の利回りも回復傾向にあることから、今後も鋭意情報収集を行い、その時々で最も経済的な価値を十分に発揮できる手段を講じていく。

財産管理課

1 材木町駐車場及び東城内駐車場の業務報告等に係る事務処理について

標記両駐車場は、指定管理者により管理及び運営が実施されているが、基本協定書において毎月の業務報告として提出するよう定められている書類のうち、支出証拠書類簿及び文書管理簿がいずれの指定管理者からも提出されていなかった。

また、東城内駐車場の5月分業務報告において、5月31日における売上が120,300円と記載されているが、添付されているレシートを確認すると同日の売上は120,800円と相違していたため担当課に確認したところ、報告における500円の計上漏れとのことであった。売上金の確認は、施設の利用状況等把握する上で重要な事項であるため、報告書等の文書收受の際は十分な確認を行われたい。

(講じた措置)

指定管理者に対して必要書類の提出について指導並びに協定書内容の再確認を依頼した。また、報告書等の文書收受について内容を担当係全員でチェックを行うよう改めた。

2 庁用車使用許可簿兼運転日誌について

標記運転日誌において、修正してあるが訂正印の押印のないもの、ガソリン給油量又は終業時走行距離の記載がないもの、砂消しゴム等で修正しているもの、始業時及び終業時走行距離の記載誤りがあったために前後の運転日誌の記録と整合がとれていないもの等多数見受けられた。

また、各市民センターについても同様の指摘であるが、他に使用許可決裁欄において決裁者の押印がないもの、運転日誌自体が作成されていないもの等が散見された。

当課は庁用自動車を総括管理する部署であり、唐津市庁用自動車管理規程に基づいた適切な事務処理を行うとともに、過去の他部署に対する定期監査においても同様の指摘をしていることを踏まえ、全庁的に適切な事務処理をするよう指導されたい。

(講じた措置)

唐津市庁用自動車管理規程に基づいた適切な事務処理を行うよう課内において周知徹底した。また、他部署において同様の指摘を今後繰り返さないため、適切な事務処理を行うよう全庁的に通知を行った。

財務部 共通

1 文書処理について

財務部の文書処理について、不適切なものが見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、文書処理に係る指摘の件数は、次のとおりである。

- (1) 財政課 5 件
- (2) 財産管理課 13 件
- (3) 契約管理課 11 件

(講じた措置)

唐津市文書規程等の内容を再度確認するとともに、文書等の処理に関して、全職員が関係法令等を理解し、適切な事務処理を行うよう指導を行った。

また、決裁権者及び文書主任による指導及び確認を徹底することとした。

鎮西市民センター総務・福祉課

1 行政財産の使用料について

電気通信事業者より鎮西市民センター庁舎屋上及び外壁の一部に携帯電話無線基地局運用として支持柱、無線機等の機材を設置するため、唐津市行政財産使用料条例及び唐津市公有財産規則の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの使用期間で行政財産使用（更新）許可申請書が提出され、平成 30 年 4 月 1 日付けで行政財産の目的外使用が許可されていた。

使用料について、同規則第 30 条の規定に基づき年間使用料 64,709 円（建物使用料：25,350 円×23.59 m²×10/100=59,800 円＋敷地使用料：8,978 円×1,266 円×23.59 m²/2,809 m²/0.7×3.6/100=4,909 円）と算定されていたが、添付されている鎮西市民センター庁舎の平成 30 年度固定資産評価額（家屋）を確認すると、1 m²あたり 25,530 円となっており、計算すると、年間使用料は 65,134 円となり、結果として 425 円少なく徴収されていた。

使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理をされたい。

（講じた措置）

指摘以後、決裁の過程において、決裁権者及び文書主任による指導及び確認を徹底することとした。

また、少なく徴収していた使用料については、電気通信事業者に行政財産使用料の算定に誤りがあったことを説明し、適正な使用料との差額 425 円を徴収する事務処理を行った。

1 普通財産の使用貸借及び賃貸借契約の変更契約について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの使用期間で、本市の普通財産である「唐津市呼子町呼子字高尾 3755 番 1 土地（宅地）314.04 m²」について、事業者Aと案内看板設置のため0.272 m²を年額262円で賃貸借契約を、事業者Bとエレベーター用敷地として21.08 m²を無償で使用貸借契約をそれぞれ締結していた。しかしながら、当該普通財産については、その後、本市と事業者Bとの間に平成30年11月27日付けで市有財産売買契約が締結され、平成31年1月23日に事業者Bに引渡しが完了しているにもかかわらず、2事業者とそれぞれ締結していた賃貸借契約及び使用貸借契約について、貸付料、貸付期間を変更するなど何ら手続が行われていなかった。担当者に確認すると、当該普通財産の売買契約関係事務に専心していたため、前述の手続について失念していたということであった。

場合によっては貸付料が変更となることもあるため、全体の契約状況の把握に努め、適切な事務処理をされたい。

（講じた措置）

今後、普通財産を売却する場合は、同一物件に複数契約の有無及び他の契約に変更が生じてないか確認を徹底し、適切な事務処理を行う。

なお、事業者に対しては、賃貸借契約期間変更に伴う貸付料の還付を行った。

市民センター 共通

1 物品購入事務について

標記事務については、次のような不適切な事例が見受けられた。物品の購入にあたっては、市税その他の貴重な財源で賄われていること、また本市の厳しい財政状況を勘案され、最小の経費で最大の効果を挙げる観点から予算の計画的かつ効率的な執行をされたい。

- (1) 単価契約での物品購入は、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化が図られているため、事務用品等の物品購入の際には、特別な理由がある場合を除き、単価契約物品を購入すべきであるが、単価契約以外で単価契約物品とほぼ同様の規格、内容の別物品を高価で購入しているものが多数あった。
- (2) 通常業務において、必ずしも公費で購入する必要性がない物品や高品質な物品（テンキー、高品質ボールペン、フィルム付箋等）を購入しているものが見受けられた。
- (3) 単年度予算主義の原則から、当年度予算では当年度必要な物品を購入すべきであるにもかかわらず、年度末に多量の消耗品を購入しているものが見受けられた。

(講じた措置)

物品購入事務に係る留意事項について通知を行い、今後は、単価契約物品と同様の規格、内容の別物品の購入は原則認めないとし、予算の計画的かつ適正な執行を図るよう周知した。

2 文書処理について

各市民センター総務・福祉課の文書処理において、不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、文書処理に係る指摘の件数は、次のとおりである。

- (1) 浜玉市民センター総務・福祉課 4件
- (2) 厳木市民センター総務・福祉課 5件

- (3) 相知市民センター総務・福祉課 5 件
- (4) 北波多市民センター総務・福祉課 2 件
- (5) 肥前市民センター総務・福祉課 3 件
- (6) 鎮西市民センター総務・福祉課 2 件
- (7) 呼子市民センター総務・福祉課 6 件
- (8) 七山市民センター総務・福祉課 6 件
- (9) 市民センター共通 1 件

(講じた措置)

唐津市文書規程等の内容を再度確認するとともに、文書等の処理に関して、全職員が関係法令等を理解し、適切な事務処理を行うよう指導を行った。

また、決裁権者及び文書主任による指導及び確認を徹底することとした。